

國家秘密

20部内第 20 號

決定

最高戦争指導會議

決定 第五號

昭和十九年九月二十一日

0787

勿違屈伏ノ場合ニ於ケル國內的措置要綱

第一 方針

77

勿違屈伏ノ場合ニ於テハ國內的動搖ヲ抑制スル如ク指導措置スルト  
共ニ應々一億總威闘ノ氣勢ヲ徹底シテ一箇衝力ヲ以テ戦争完遂ニ邁  
進スルノ決意ヲ新ニスルモノトス

第二 要領

一 帝國政府聲明ノ發表

帝國ハ大東亞戦争ノ以テ争目的ノ本義ニ基キ大東亞諸國ヲ結集シ臨

詔書、分巻トモ  
サレヤ  
④

16

ク迄以争ノ先遂ニ邁進スヘキ旨ヲ闡明スルト共ニ三國同盟廢棄ノ  
際ハ其ノ見解ヲ明カニスル爲聲明ヲ發表ス

二 輿論指導

輿論指導ハ左ノ方針ニ依リ之ヲ行フモノトス

(一) 我ハ効力ヲ以テ大詔ノ明示シ給フ所ニ悉キ飽ク迄以争ヲ遂行  
スヘキコト

(二) 獨逸及蘇聯ニ關スル報道上ノ指導ハ其ノ際ニ於ケル外交上ノ  
施策ト吻合スル如ク時宜ニ適シテ之ヲ行フコト

(三) 獨逸屈伏ニ因リ以テ反攻更ニ熾烈化スヘキヲ以テ一層覺悟ヲ

對ノ外又上ニ思  
定多點ヲトシテ

強クスルノ長アルヲ指導スルト共ニ左ノ諸點ヲモ考慮シ必スシ

モ帝國ノ戰爭指導ニ大ナル影響ヲ及ホスモノニ非サルコトヲ適

宜解明シ國民ヲシテ危懼ノ念ヲ抱カシメサルコトニ着意スルコ

ト

(1) 獨逸ノ油價ニ依リ歐洲ニ於ケル米英露ノ内面的確執ハ總ラ

ク激化スヘク在歐米英兵力ヲ全面的ニ東亞ニ轉用スルコトハ

不可能ナルコト

(2) 歐洲戰終結ニ因リ敵側軍險ニ和平氣分口顯シ其ノ戰意ハ低

下スヘク帝國トシテ飽ク迄或フニ於テハ敵側戰意志ニ動揺

ヲ來スヘキコト

(ハ) 歐洲ニ於テ行ハレタル如キ徹底の大規模ナル望望ハ我カ本  
土ニ對シテハ實行困難ナルコト

### 三 治安維持

(一) 反賊乃至和平的氣運擡頭ノ虞アルヲ以テ此ノ種言論及策動ニ  
對スル取締ヲ強化ス

(二) 左翼分子ノ策動積極化スル虞アルヲ以テ之ニ對シ周知綿密ナ  
ル査察取締ヲ行ヒ必要ニ應ジ事前諒防ノ措置ヲ講ス

(三) 政界、財界等ノ指導者ニ對スル直接非合法行動發生ノ虞アル

0790

ヲ以テ之ガ防取縮ニ務ム

(四) 國外ヨリノ各種諜報策動ニ對スル警戒取締ヲ嚴ニス

(五) 民心ノ動向ヲ把握シ、不穩策動ヲ防壓スル爲此ノ際警察ノ警

察力ヲ一層強化ス